

〈論文〉

社会福祉学研究における性的マイノリティへの 調査研究のあり方に関する研究

—調査する者とされる者の間にある課題と対応—

加藤 慶

Abstract

【目的】本稿は、日本における性的マイノリティに対する社会福祉学研究における調査研究方法のあり方として参照すべき点について検討することを目的とする。【研究方法と研究対象】研究方法は文献研究である。研究対象は溝口らによる「クィア領域における調査研究ガイドライン試案」、厚生労働省研究班「男性同性間の HIV 感染対策に関するガイドライン」、IFSW 国際方針「性的指向とジェンダー表現」、APA「LGB クライアントへの心理学的実践ガイドライン」である。【結果と考察】①調査する者と調査される者の間にある関係性が問題となること、そしてそこを乗り越える努力が必要であり、そのためには研究者や専門家は当事者と協働することが重要であるということ。②プライバシー保護を優先し、さらに当事者の潜在性を重視すること。その点について社会福祉学研究においても参照すべきであることを指摘した。

キーワード：性的マイノリティ LGBT ガイドライン 調査研究

1. はじめに・目的

IFSW (=International Federation of Social Workers ;国際ソーシャルワーカー連盟)と IASSW (=International Association of School of Social Work;国際ソーシャルワーク学校連盟)が 2014 年のメルボルン総会において採択した「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」では、「社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす」として「多様性尊重」がソーシャルワークの中核をなしていることを明確にした。

IFSW の 2014 年メルボルン総会で採択された国際方針「性的指向とジェンダー表現 (Sexual Orientation and Gender Expression)」(IFSW,2014)では、多様性尊重に関連して「ソーシャルワーカーは、性自認、性的指向、ジェンダー表現が、社会規範から異なっている人々のウェルビーイングを高めることに、専門職の倫理および人権を基盤とした実践によりコミットしなければならない」とし、社会的規範と異なる性自認・性的指向・ジェンダー表現である人々やその可能性のあるすべての人々とその関連する問題に対する IFSW の立場性を明確にしている(注 1)。

では、日本の動向はどうか。日本のソーシャルワーク専門職の国家資格である社会福祉士・精神保健福祉士養成課程における教育内容・教育課程は 2019 年に見直し公表されており、2021 年 4 月より、全国の社会福祉士・精神保健福祉士養成校において導入されることとなっている。その中では性的マイノリティに関して言及されていることが確認で

きる(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 a,2019;厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課,2019)(注2)。厚生労働省が2019年6月28日に示した『社会福祉士養成課程のカリキュラム(案)』(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 b,2019)および、2020年3月6日に示した『精神保健福祉士養成課程のカリキュラム(案)』(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課,2020)では、次のように「LGBT」が新たに盛り込まれるに至っている(注3)。まず、それぞれの共通必修科目である『社会学と社会システム』では、「教育に含むべき事項」として「③市民社会と公共性」の項目を置き、その「想定される教育内容の例」として「差別と偏見」として「マイノリティ (LGBT 等を含む)」を挙げている(厚生労働省,2019)。さらに精神保健福祉士養成課程の必修科目『現代の精神保健の課題と支援』では、「教育に含むべき事項」として「⑤精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ」の項目を置き、「想定される教育内容の例」として「LGBT と精神保健」の項目を置いている。

米国のソーシャルワーク専門職養成において性的マイノリティに関する教育は必修である(加藤,2014;中澤,2020)。一方、日本の2019年の見直し以前の社会福祉士・精神保健福祉士養成教育内容では性的マイノリティは明記されていなかった(加藤,2017)。厚生労働省の示すカリキュラムに明記されたことによって、日本における社会福祉学研究と実践の蓄積が増加することが予想される。

しかし、日本の性的マイノリティに対する調査研究方法について「トラブル」などの問題提起がなされており、ガイドラインが発表されるに至っている。本稿の問題意識は、社会福祉学研究において、より信頼性の高い研究を指向するにあたっては、日本における性的マイノリティに関する研究調査・援助のガイドライン策定の検討や調査研究のあり方についての検討が求められるのではないか、という点にある。そこで本稿は、日本における性的マイノリティに対する社会福祉学研究における調査研究のあり方として参照とすべき点について検討することを目的とする。

なお、本稿で主に扱う性的マイノリティは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの人々、すなわち性的指向に焦点をあてて論じる。トランスジェンダーの人々については、医学的側面の経緯に関する検討を要するほか、APAもレズビアン、ゲイ、バイセクシュアルとは別のガイドライン(APA,2015)を策定しており、より詳細な検討が求められると考えられることから別稿とする。

2. 研究の方法

日本において性的マイノリティに関するガイドラインとして公表されている、溝口ら(2014)による「クィア領域における調査研究ガイドライン試案」、厚生労働省研究班(主任研究者:市川誠一)(2006)による「男性同性間のHIV感染対策に関するガイドライン」を研究対象として概観する(注4)。次に、ソーシャルワークの立場性を確認するために、IFSW(2014)国際方針「性的指向とジェンダー表現」を確認する。そして、性的マイノリティに関する研究の蓄積が進んでいる米国の知見を確認していく。なお、米国を代表するソーシャルワーク専門職の職能団体であるNASW(=The National Association of Social Workers;全米ソーシャルワーカー協会)は性的マイノリティに関する委員会の設置をし、性的マイノリティに関する政策方針を明らかにしているが、性的マイノリティに特化した

ガイドラインは作成していない(注5)。そこで、ソーシャルワーク専門職にとっても多大なる影響を有するAPA(=American Psychological Association;米国心理学会)が策定し、公表しているAPA(2012)「LGBクライアントへの心理学的実践ガイドライン(Guidelines for Psychological Practice With Lesbian, Gay, and Bisexual Clients)」を研究対象として概観する。

3. 結果

3.1. クィア領域における調査研究ガイドライン試案

まず、「クィア領域における調査研究ガイドライン試案」を概観していく。作成した溝口ら(2014)によれば、このガイドライン試案は「クィア領域において調査研究を行う研究者、および、研究対象として聞き取り取材を受ける、あるいは、資料提供をする協力者たちが知っておくべき倫理や手続きについてまとめたもの」とであると説明される。「クィア領域での調査研究は、セクシュアル・マイノリティを研究対象とする学際的なものである場合が多く、既存のさまざまな学会が公表しているガイドラインや社会調査の教科書などではカバーしていないリスクがある」という必要性から試案として作成したものであり、このガイドラインは何らかの強制力を有しているものではなく、参考資料として位置付けられているという(杉浦,2014)。

まず、溝口ら(2014)のガイドライン試案の作成背景について、作成したメンバーの一人である杉浦(2014)がまとめていることから参照する。作成に至ったきっかけは、2008年のレズビアンのためのある市民団体と研究者との「トラブル」であるという。市民団体は研究者の調査に協力をしたが、2008年に出版された研究成果となる書籍が市民団体にとって問題のあるものであったという。その問題について、杉浦は①(会員向けミニコミ誌からの)引用問題。②書籍のカバー・デザイン問題。③事前の連絡問題、として3つの点を指摘している。①引用問題とは、市民団体が発行する会員向けミニコミ誌には文章の投稿者の名前が記載されており、書籍にそのまま記されていたこと。②書籍のカバー・デザイン問題とは、書籍のカバー・デザインとして、市民団体が発行する会員向けミニコミ誌の表紙が、コラージュ手法により使われていたこと。③事前の連絡問題とは、引用やデザインについて同市民団体が研究者から事前に相談を受けておらず出版後に知ったこと、である。そして同市民団体への取材やインタビューをもとに書かれた文章を発表する際には、事前の連絡や確認が同市民団体からお願いされることとなった。杉浦の説明からは、当事者やその関係者の会員という意図的に閉じられた人々の間で共有されることを目的としたミニコミ誌やそこに記載された名前が、市民団体の意図としない形で一般に流通し、多くの人々の目に触れる書籍という形で公開されたことが問題となったことが推測される。

この「トラブル」がもととなり、「研究倫理ガイドラインが必要なのではないか」という問題提起がなされるに至ったという(溝口,2010)。杉浦はこの「トラブル」を通じ、「研究者が『当事者』として調査研究をすることに特有の問題があること、この問題に関する議論が深められていない」とし、それを「『当事者同士』という関係性のなかで行われる調査で起こりやすい問題」として、それを「ピア調査」と名付けている(杉浦,2014)。また、杉浦が同市民団体の事務所によく出入りしていた時、研究者・大学院生・学部生から次々に舞い込む調査協力の依頼に対して、当事者団体側が苦慮している様

子もみられていたという(杉浦,2014)。「インタビューの協力者に調査の目的や方法、公表の仕方を事前に説明することは、当然の配慮事項として調査者に共有されている」が、不利益の説明、つまり不利益への配慮や対処法が十分に共有されていないのではないかと、という問題意識をもっていたという(杉浦,2014)。そして「調査にまつわる『トラブル』を防ぐには、調査する側の論理を問うだけではなく、協力する側の権利意識の喚起が必要」であるとの認識を、ガイドラインを作成したグループは有しているという(杉浦,2014)。

次にガイドラインの内容について見ていく。ガイドラインの適用範囲は「質的調査についてのみのものであり、量的調査については今後の課題」としたうえで、内容としては次の4つの領域で構成されている。①調査研究や取材において配慮したいこと。②大学において配慮したいこと。③テキスト分析において配慮したいこと。④調査・研究成果の公表において配慮したいこと。以下、具体的な内容を概観していく。

「調査研究や取材において配慮したいこと」として「研究・取材をする側が当事者性を有していることが要因となって、基本的な配慮がおろそかになることが懸念」され、「研究者や取材者が『当事者』としてテーマに関わることの多いクィア領域において、どんな問題が生じやすいか、現地や現場でどんな配慮が求められるか」を知る必要性を述べている。まず、「調査研究・取材の目的を十分に検討すること」として、研究者に対し、調査研究や取材の社会的意義を深めてから現地・現場へ出ることを推奨している。『『なぜこのテーマを追究するのか』という質問に『当事者だから』としか答えられないうちは、調査・取材の社会的な意義を十分に検討したとは言えない』と述べる。また、「性指向・性自認の開示と『仲間』意識の利用」として、「調査者・取材者が当事者である場合、協力者は『仲間』として気を許し、非当事者の調査者・取材者よりも心を開いて話をしたり、より多くの資料提供をしたりする傾向がある」とし、「調査者・取材者は、こういった『仲間』意識を自分が不当に利用していないか、最大限の注意を払わなければならぬ」と述べる。また、「調査・取材協力のデメリット」として、「長期にわたる社会的排除の体験により、協力者が心身の不調を抱えていたり、複合型 PTSD の症状をもっていたりするおそれがある」ことから、「調査・取材をする者は、調査・取材が心身に予期せぬダメージを与える可能性があること、症状が悪化しても個人的なサポートは難しいことなどを、事前に協力者に説明することが重要」であるとしている。また、『『調査・取材』と『支援』の峻別』として、「調査・取材の目的は、相談を受けたり支援をしたりすることではない」ので『『調査・取材』は『支援』ではない、という自覚』を持つべきであるという。また、「生活上の問題や心身の不調を抱えている協力者をサポートしたい場合、調査者・取材者はまず、支援に関する専門的なノウハウのある団体につなぐと良い」とし、「協力者との距離のとり方」について注意を促している。

「自助グループや支援団体に参加するさいの注意点」として、「自助グループや支援団体の一員として行ったこと、経験したことを、事後的に発表」する場合には、「発表の意志が固まった時点で、グループや団体の他メンバー全員に対して、活動の記録をつけていたことや、記録を使って執筆をしたいことなどを伝え、了解を得る」ように述べ、「了解を得ずに公表することは、あってはならない」としている。また、「セクシュアル・マイノリティの集まりに、研究者・取材者が『異性愛も性の多様性(クィア)の一部だから』と『当事者』として参加することで、マイノリティ参加者が抑圧される」問題を指摘し、

『当事者』とは、自分に深く関わりのある問題に取り組もうとする人々が相応の覚悟とともに引き受ける立ち位置」であることを説明したうえで、「研究者・取材者が軽々しく『当事者』を名乗る行為は慎み」、「『単なる調査者・取材者』として『当事者』の前に現れる真摯さが求められ」と述べている。そして「調査や取材の過程でトラブルが生じたとき、セクシュアル・マイノリティのための市民団体に相談すること」が出来ることを紹介し、「トラブル当事者同士の話し合いで問題を解決することは難しい」ことから「仲介に入る第三者としてそうした団体を利用すること」も方法の一つであることを提案している。

次に「大学において配慮したいこと」として、「研究を指導する教員が配慮したいこと」、「学生・院生が注意したいこと」、「調査依頼をされた学生・院生が知っておきたいこと」と3者の立場に対する留意事項が挙げられている。まず、教員に対しては「学生・院生がセクシュアル・マイノリティに関する調査研究を行う場合、指導にあたる教員は、その学生・院生」が「当事者であるかどうかを問題」としてはならないと述べる。また学生が「当事者であるからといって、協力者のプライバシー保護を徹底できるとはかぎ」らないため、「調査の基本的な手続きや倫理に関する指導には、より一層気を配」る必要がある事を述べる。次に学生・大学院生に対してである。重要なことは「その研究テーマに取り組むことにどんな社会的・学問的な意義を見出しているのか」であって、「指導教員や他の学生に研究動機を聞かれたとき、性指向や性自認を告白する必要」がないことを述べる。さらに「卒業論文や修士論文、博士論文は、教員との対話を通して思考を進め、ともに練り上げていく作品という側面」があり、「指導教員が LGBT やマイノリティについてくわしくない場合でも、積極的に助言を求め」るべきであるとしている。「調査依頼をされた学生・院生が知っておきたいこと」として、「調査に関する説明をうける権利、拒否する自由」があること、また指導教員の連絡先を確認し、必要があれば指導教員に連絡するなどの「トラブルの相談先の確保」をする事を推奨している。また「話している最中に具合が悪くなった場合は、調査の中断を求め」ることができる「中断の自由」があることを説明している。

次に「テキスト分析において配慮したいこと」が項目として挙げられており、文学や映画などにおけるテキスト分析する際に同性愛的要素があるとして読む行為と、作り手に対して当事者であるに違いないという憶測をすることは全く別のことであることが述べられる。

「調査・研究成果の公表において配慮したいこと」として、「研究者・取材者が配慮したいこと」「ミニコミと一般書籍との違い」「匿名性への配慮」「協力者が知っておきたいこと」の4つの項目があり、研究者・取材者がセクシュアル・マイノリティの個人・団体に調査をして書いた文章を公表するときには、必ず事前にその個人・団体に連絡・確認をし、発行された場合には、発行物をその個人・団体に送ることを推奨している。「セクシュアル・マイノリティは、セクシュアル・マイノリティの研究者・取材者に対して連帯感や安心感を持ちやすいものです。それは、マイノリティ同士として、その悩みや苦しさを共感し、興味本位ではない記事・論文を書いてくれるだろうという期待を持つ」とし、「研究・取材を『される側』と、『する側』の立場は、根本的に異なり」、「その違いを認識し、適切な距離を持って対応することが必要」であると述べている。

3.2. 男性同性間の HIV 感染予防対策ガイドライン

次に、厚生労働省研究班が HIV 感染予防対策を目的として地方公共団体に対して示された「男性同性間の HIV 感染予防対策に関するガイドライン」(厚生労働省研究班,2006)を概観する。まず、厚生労働省研究班のガイドラインの作成背景を見ていく。厚生労働省研究班(2006)によるガイドラインは、「厚生労働省エイズ対策研究事業の研究活動で得られた知見を整理したもの」(厚生労働省研究班,2006)であるが、主任研究者である市川誠一の経験に負っているところが大きい。その点について、男性同性愛者の当事者活動家である永易(2006)が経験をもとに整理しており、永易の業績に負って説明する。

1995 年、厚生省 HIV 疫学研究班の研究班員であった市川は、週 3 日 6 週間にわたり、東京・新宿にある MSM が利用する簡易宿泊施設 2 施設の「個室及び大部屋から出されるゴミ箱の内容物全てを個々のビニール袋に詰め、これを宿泊施設ごとにまとめて回収し」、肉眼的観察(精液所見、糞便痕跡所見など)と精液付着ティッシュペーパー溶出液の科学的観察を行った(注 6)。ここから「肛門性交率」「コンドーム混入率」等を算出した。翌 1996 年にも同様の調査方法により調査を実施し、コンドームの混在率と HIV 抗体検査率を算出した。こうした調査手法に対して男性同性愛者の活動家の側は「ゴミ漁り」と呼んで強く非難した。永易は「ゲイがエイズと短絡的に結びつけられ、ゲイバッシングが強まることへの強い警戒感もあった」と当時を語っている(永易,2006)。その後、市川らは、男性同性愛者の当事者組織に声をかけ、予防啓発への協力を呼びかけたところ、当事者組織のあいだでは対応が大きく割れることとなり、調査への不快感を表明しつつ、男性同性愛者の当事者として協力することを選ぶ当事者組織と協力を拒む当事者組織の分裂が生じた。このような「ゲイ NGO 間の分裂と引き換えに、ここではじめて研究者・行政・NGO の協力体制が立ち上がることとなった」が、その後、分裂は修復されていくこととなった(永易,2006)。

市川は当時を振り返り、次のように述べている。「この調査はホントに悩みました。ゲイコミュニティからかなりの反発も受けましたし、研究報告会の席でゲイコミュニティの人から、ものすごい形相で睨まれた記憶もあります。しかし、わだかまりを超えて、エイズ NGO の「ぶれいす東京」の人たちがかかわってくれ、ミーティングを重ねるたびに、私はさまざまなことを教えられました。私たち研究者は、予防、予防と口では言うけれど、頭のなかは空っぽです。ゲイに必要な情報、その提示の仕方、なにもわからない。しかし、辛抱よく意見を交換しあうなかで、私たちは当事者と組まない事態は進まないことを知りました。ゲイの人たちも専門家の知見をうまく生かすことを学んでいったと思います。ゲイ向けのアンケートづくりでも、研究のイニシアチブはコミュニティ側にとってもらって、研究者が独走しない。」「私がゲイ・バイセクシュアルの人の感染予防に取り組みはじめたとき、『ゲイのことは、ゲイでなければわからない』と言われたことがあります。たしかにそうだと思います。しかし、ゲイも社会のなかの一員です。社会はゲイに理解を、と言うのだったら、ゲイの人たちも私たち専門家に理解を求めてくれなければ、理解のしようがないのです。ゲイコミュニティもまた、社会のなかのコミュニティですから。「ゲイのことは、ゲイでなければわからない」、その言葉に遠慮して、ゲイにかかわろうとしない有能な人がいっぱいいます。私も最初は構え、ためらい、腰を引いていました。いまもそういう人がたくさんいると思います。『保健所や医療機関の人は、検査や診

察、相談に訪れるゲイのセクシュアリティや事情を理解して接してほしい』と言っても、ゲイのことはゲイでなければわからないと言われたら、そこでシャッターが降りてしまうでしょう。たしかにゲイの人のホントのしんどさは、当事者でなければわからないと思います。だけど、それをいっしょに考えて、その課題を解決していく努力をする人は、ゲイ以外にもたくさんいるということを知ってほしいのです」(永易,2006)。

永易は市川の研究姿勢について次のように述べている。「市川さんの歩みは、ノン・ゲイの研究者が、いかに当事者の活動家との信頼関係を築き、意味ある仕事をつくっていくかの見本のような十年でした。同性愛者と異性愛者の溝をどう埋め、『当事者でなければわからない』論をどう越えるのか。研究者として、研究するものとされるものという関係をどう転倒されるのか。さらに大学や厚生行政にかかわるものにありがちな権威的態度、あるいは恩情や憐憫という上下の関係を越えて、ともに HIV 問題に取り組む横並びの関係をどうつくっていくのか。それらへの答えのすべてが、この人の足裏には、詰まっているように思われるのです」(永易,2006)。

このような背景のもとにガイドラインが作成された。次に作成理由について確認していく。厚生労働省「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会(2005年6月13日)」は、男性同性間の性的接触が全体の60%を占めていることに留意すべきであると、個別施策層としての同性愛者への取り組みの方向性を示した。その報告書によれば「地方公共団体は、1 普及啓発の対象を設定し、2 対象の実情を把握した上で、3 対象に期待する行動変容の内容等を明らかにし、訴求する上で効果的な内容、方法等を検討し、重点的かつ計画的に実施することが重要である」と述べ、個別施策層である同性愛者に対する普及啓発にあっては、「行動変容を個々人の自己決定にのみ期待するのではなく、行動変容を起こしやすくするような社会環境を醸成していくことが必要不可欠で、このため地方公共団体は同性愛者に対する普及啓発の拠点を確保する『コミュニティセンター事業』を活用し、普及啓発のマニュアル化などによって効果的な普及啓発事業活動の定着を図る必要がある」と述べている。

このガイドラインは、「上記の見直し検討会の報告に基づき、わが国の男性同性間の HIV 感染対策の推進に資することを目的に、男性同性間の HIV 感染に対する地方公共団体の対応及びコミュニティセンターの役割とその運営について、厚生労働省エイズ対策研究事業の研究活動で得られた知見を整理したもの」として説明される。

ガイドラインでは、まず男性同性間の HIV 感染対策が緊要であるとし、そのための対策として「1 男性同性間の HIV 感染対策に主眼をおいた施策と事業の実施」「2 男性同性愛者の若年及び青年層への HIV/性感染症の予防啓発と早期検査・早期治療の促進」「3 男性同性愛者の中高年層への HIV/性感染症の早期検査・早期治療の促進」「4 HIV 陽性者に対する偏見・差別の撤廃、及び治療・相談体制の確立」が望まれるとし、「MSM における HIV 感染対策を推進する上でゲイ NGO の果たす役割は大きく、そのゲイ NGO の活動を効果的なものとするためには、研究者、医療者、行政の専門性と協働していく連携が必要である」と述べ、「行動変容を引き起こし、受検行動を促し、コンドーム使用率を上昇させ、最終的にセクシャルヘルスを増進させるには、長期的展望を持った『対策事業』としての取り組みが必要で、それには、地域の行政・研究者・ボランティアの三者がそれぞれの資源と技能を出し合い、協働体制を構築しつつこれに当たるのが必須の要件」として

いる。

地方自治体に対しては、「男性同性愛者のためのバー、クラブ、サウナなどの商業施設は全国のどの地域にもあり、その地域の同性愛者が利用している。これらの商業施設は彼らの交流の場であり、そのため異性愛者等の利用を制限している施設が多い。管轄地域の同性間の HIV 感染対策に取り組むために、HIV 抗体検査を受検した同性愛者に協力を求めたり、ゲイバーなどの商業施設に資材配布やポスター貼付を一方向的に依頼したりする自治体(あるいは保健所)がみられる。これらの方法は、場合によっては彼らの守秘性(HIV 抗体検査を受けたことやゲイであること)を脅かすこともあり、必ずしも適切な方法とは言えない。地域において同性間の HIV 感染対策を進めるにあたっては以下の点を留意することが必要である」と述べている。そして、自治体で同性間の HIV 感染対策を進めるにあたって留意すべき点として、「個人のプライバシー保護を優先する。」「ゲイ・コミュニティの潜在性を重視する。」「男性同性愛者の活動を支援する環境(体制)をつくる。」「保健・医療機関における男性同性愛者への受容性を高める。」「保健・医療職者の性的指向への理解と予防・医療支援姿勢の形成を図る。」「男性同性愛者に対して受容性のある社会環境を形成する」ことが重要であるとしている。

さらに、この留意点に対して以下の体制と事業が必要であると述べる。「自治体エイズ担当者、保健・医療・心理職者、教育者、研究者及び地域 NGO 等で構成する同性間のエイズ対策支援体制を設ける」、「自治体等と当事者あるいは NGO とが連携をはかる『場』(例えば、同性間エイズ検討会)を設置する(地域内に適当な NGO 等が存在しない場合は、当研究班のゲイ NGO や既存 NPO の協力を受ける)」、「自治体職員、保健・医療従事者へのセクシュアリティ及びエイズ対策に関する研修を実施する」、「養護・教育職者に対するセクシュアリティ及びエイズ対策に関する研修を実施する」、「保健所等の公的 HIV 検査機関においては受検者の意思で検査を受け、その情報を自らの健康に役立て、より安全な性行動につながるよう支援する」とし、その方策として「受検者に利便性の高い検査を提供する(平日日中に加え夜間・休日検査の導入)」、「梅毒を始めとする性感染症の検査機会を提供する」、「HIV/性感染症検査の陽性者が自らの意志で医療機関を選択し、適切な医療が受けられるよう関係機関を確保し連携を進める」、「受検者の性的指向に関わらず、受検者のニーズに合った情報提供、相談、カウンセリングを提供する」ことを挙げている。

3.3. IFSW 国際方針「性的指向とジェンダー表現」

次に、ソーシャルワーク専門職の性的マイノリティに関する立場を IFSW 国際方針「性的指向とジェンダー表現」(IFSW,2014)をもとに確認していく。この国際方針は「社会的規範と異なる性自認、性的指向、ジェンダー表現である人々やその可能性のあるすべての人々とその関連する問題に対して」IFSW の立場を明確にするものである。この国際方針は「理論的根拠」「問題」「背景」「ソーシャルワークの重大な懸念事項」「政策声明」の5つの項目で構成されている。以下、国際方針をもとに内容を概観していく。

ソーシャルワーク専門職が性的マイノリティに関して、重大な懸念すべき事項として認識しているものは次の6つである。(1)生命、自由および安全の権利、(2)対人暴力、(3)経済的不平等、(4)健康格差、(5)HIV/AIDS、(6)青少年と教育。この6つの認識のもとに IFSW はこれらの事項へ対応すべく、政策方針として次の事柄を掲げている。

性的マイノリティの人々の権利が人権であることを前提に、ソーシャルワーク専門職の人権に対する核となる公約に性的マイノリティの人々の権利を保護する事柄が必要であることを述べる。そして、人権、人間の安全保障、平和、そしてすべての人々の人間の可能性とウェルビーイングの向上に対するソーシャルワーク専門職のコミットメントの必要性を強調している。そして、あらゆる年齢の性的マイノリティの人々のウェルビーイングを向上するための政策を発展させるアドボカシーを行い、プログラムの実施や、ソーシャルアクションを行い、それは先住民、移民、若者、高齢者、貧困といった性的マイノリティの人々のニーズに対しても同様であるとする。すべての人々の経済的なウェルビーイングを促進するための政策やプログラムは、性的マイノリティに対する経済的配慮、職場、家庭、社会経済政策およびプログラム自体の差別に注意を払わずには成功しないと述べる。そして、ジェンダーが不一致である人を含む、すべての性的マイノリティの人々の職場における差別を終わらせるためには、多くの国家的文脈において市民権やその他の保護的・法的措置を強化する必要があること、さらには社会保険制度を含む労働者の家族の社会的および経済的なルールは性的マイノリティの人々の家族やカップル関係を含むように設計されなければならないことを主張している。

ソーシャルワーカーは、メンタルヘルスケア、身体的ヘルスケアサービス、性的およびリプロダクティブヘルスケア、HIV/AIDS やその他の性感染症のケアと予防など、ヘルスケアの提供に広く関与しており、性的マイノリティの人々の健康とウェルビーイングを改善するには、身体的、精神的、感情的、社会的ウェルビーイング、性的マイノリティにセンシティブな予防、介入、および長期ケアサービスの提供が必要であると述べる。また、IFSW は専門職としてリプロダクティブ・ヘルス、性行為、および生殖に関するすべての決定を含む、すべてのヘルスケアの決定における性的マイノリティの人々の自己決定を支持していることを表明している。そして、性的マイノリティの人々に影響を及ぼす健康格差を解消するために活動し、ゲイやバイセクシュアル男性・MSM の HIV/AIDS に対する脆弱性のほか、マイノリティであることのストレスに起因する精神疾患や物質使用障害の診断率が高いこと、そして特に自殺企図や自殺率が高いことに対する取り組みを表明している。性的マイノリティの人々自身が選択する方法で、親密な関係や家族を形成する能力と権利を支援し、さらに異性間の親密なパートナーの育児および育児に提供されるものと同等の水準で法的な扱いがされるように支援し、また、性的マイノリティである若者のリスクに注意を払うと述べる。IFSW は、政治的、経済的、社会的、教育的、および健康上の懸念に影響を及ぼすすべての意思決定機関およびプロセスに性的マイノリティの人々が参画することを支援し、社会のすべてのセクターにおける性的マイノリティの多様性を求める草の根の取り組みや専門組織の取り組みを支援していくことを表明している。

IFSW は、性的マイノリティの人々、特に先住民、貧困層、移民、および自国における社会的に不利なグループの人々のニーズの対応に関して、ソーシャルワークの知識基盤を拡大させ、ソーシャルワーカーのスキルを向上させる必要性を認識しており、性的マイノリティの人々に関する知識、差別や犯罪、ヘイトクライムやハラスメントや個人に対するあらゆる形態のいじめの影響について、ソーシャルワーク教育において必修でなければならないことを主張している。また、これらのソーシャルワーク研究者や実践家の取り組みは賞賛されなければならないことを述べている。

3.4. LGBクライアントへの心理学的実践ガイドライン

最後に、APA(2012)による「LGBクライアントへの心理学的実践ガイドライン (Guidelines for Psychological Practice With Lesbian, Gay, and Bisexual Clients)」を概観する。APA(2012)によれば、このガイドラインは心理学者に対して「(1)LGBのクライアントへの相談のための基準となる枠組み、(2) 評価、介入、アイデンティティ、関係性、多様性、教育、トレーニング、および研究の分野における基本的な情報と参照情報」を提供するものである。ただし、このガイドラインは絶対的なものではなく、専門職としての体系的理解を促進し高いレベルでの実践に役立てることが目的であり、心理学者の判断に優先されるものではないことが明記されている。また、このガイドラインはAPA方針と一致してはいるが、APAの倫理綱領及び行動規範が参照されるべきであることが記されている。

このガイドラインは、まず、策定されるに至る背景や必要性、限界、作成過程について説明し、そして用語の定義をしたうえで、「同性愛と両性愛に対する態度」「人間関係と家族」「多様性に関する事項」「経済的・職場における事項」「教育とトレーニング」「調査」という6つの項目のもとに21のガイドラインを策定し、さらにその根拠となる「リファレンス情報」が併せて提供されている。以下、本稿では6つの項目とともに21のガイドラインの内容を確認していく。

「同性愛と両性愛に対する態度」の項目では「1.心理学者は、スティグマの影響（偏見、差別、暴力）と、LGBの人々の生活における影響を理解しようと努める。」「2.心理学者は、LGBの性的指向は精神疾患ではないことを理解している。」「3.心理学者は、同性同士の魅力、感情、行動は人間のセクシュアリティの通常のものであり、性的指向を変えようとするものの有効性や安全であることが示されていないことを理解している。」「4.心理学者は、LGBの問題に関する態度や知識が、アセスメントと相談にどのように関連するかを認識し、必要に応じてコンサルテーションに応じ、また適切な専門家を紹介する。」

「5.心理学者は、バイセクシュアルのユニークな経験を認識するよう努める。」「6.心理学者は、LGBのクライアントと協力する際に、性的指向の問題と性同一性の問題を区別するよう努める」とされる。

「人間関係と家族」の項目では、「7.心理学者は、LGBの人間関係に関する知識を持ち、その重要性を尊重するよう努める。」「8.心理学者は、LGBの両親が直面する経験と課題を理解するよう努める。」「9.心理学者は、LGBの人々の家族は、法的または生物学的には繋がらない人々が含まれる可能性があることを認識する。」「10.心理学者は、LGBである人の指向が、その人の出身家族およびその出身家族との関係に影響を与える可能性がある要因を理解しようと努める」とされる。

「多様性に関する事項」の項目では、「11.心理学者は、人種のおよび民族的マイノリティであるLGBのメンバーが直面する、複数の、しばしば矛盾する規範、価値観、信念に関連する課題を認識するよう努める。」「12.心理学者は、LGBの人々の生活における信仰とスピリチュアリティの影響を考慮することが奨励される。」「13.心理学者は、LGBの個人間のコホートと年齢の違いを認識するよう努める。」「14.心理学者は、LGBの若者特有の問題とリスクの理解に努める。」「15.心理学者は、身体的、感覚的、および認知的、感情的障害を持つLGBの個人が経験する課題を認識することが奨励される。」「16.心理学者

は、LGBの個人やコミュニティの生活におけるHIV/AIDSの影響を理解するよう努める」とされる。

「経済的・職場における事項」の項目では、「17.心理学者は、LGBのクライアントの心理的幸福に対する社会経済的状況の影響を検討することが奨励される。」「18.心理学者は、LGBの個人に対する職場の問題を理解しようと努める」とされる。

「教育とトレーニング」では、「19.心理学者は、専門教育と訓練にLGBの事柄を含めるよう努める。」「20.心理学者は、継続的な教育、トレーニング、スーパービジョン、およびコンサルテーションを通じて、同性愛と両性愛についての知識と理解を深めることが奨励される」と示される。

「調査」の項目では「21.性的指向および関連する問題に関する研究の使用や周知をする際、心理学者は調査結果を完全かつ正確に表現し、研究結果の間違った使い方や事実に基づかない表示に注意するよう努める」とされる。

4. 考察

ここまで日本におけるガイドライン作成の背景と内容として、溝口ら(2014)による「クィア領域における調査研究ガイドライン試案」、厚生労働省研究班(2006)による「男性同性間のHIV感染予防対策ガイドライン」をもとに概観してきた。そして、ソーシャルワーク専門職の立場性を確認するために、IFSW(2014)国際方針「性的指向とジェンダー表現」を概観した。最後に、米国における対人援助のガイドラインとしてAPA(2012)による「LGBクライアントへの心理学的実践ガイドライン」を確認した。IFSW国際方針、そしてAPAによるガイドラインは、社会福祉学研究にとってはソーシャルワーク専門職のグローバル定義やソーシャルワークの倫理綱領をもととして、専門職としての自らの拠って立つ価値や方向性、自らの専門性を律するものであり、直接的に参照することが可能であると考えられる。

では、日本の性的マイノリティに対する社会福祉学研究における調査研究のあり方として参照とすべき点は何か。溝口ら(2014)のガイドライン試案は「ピア調査」を前提とし、「『調査・取材』と『支援』の峻別」として「調査・取材の目的は、相談を受けたり支援をしたりすることではない」とし、研究者・専門家からの相談援助や支援介入を含めた調査や研究は前提とされていない。一方、厚生労働省研究班(2006)のガイドラインは、ピアではない研究者や専門家と当事者の関係性を前提としている点が特徴であり、とくに地方自治体と当事者との協働できる体制づくりに焦点があてられる。さらに、協力する当事者や専門家・研究者による介入を目的とした調査や研究が前提となっているという特徴がある。両者に共通している点は、①調査する者と調査される者の間にある関係性が問題となること、そしてそこを乗り越える努力が必要であり、そのためには研究者や専門家は当事者と協働することが重要であるということ。②プライバシー保護を優先し、さらに当事者の潜在性を重視すること、が指摘できる。その点について社会福祉学研究においても参照すべきであるとする。なお、溝口ら(2014)のガイドライン試案にある「『調査・取材』と『支援』の峻別」については、実践科学である社会福祉学研究では相談や支援介入を含めた調査研究としてアクションリサーチが用いられることもあり、研究者から調査研究の目的・方法を説明し、了解を得ることが重要であるとする。

5. おわりに

2014年のIFSW(2014)「性的指向とジェンダー表現」では、ソーシャルワーク専門職が性的マイノリティになぜ向き合う必要があるのか、その人権上の位置づけや原理、そして懸念事項が明確にされた。性的マイノリティが日本の社会福祉制度に明確な位置づけがない中、日本で生活している性的マイノリティの方々の生活上の課題に対し、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士がどこまで向き合うことが出来ているのかは問われうるところである。本稿では調査研究に焦点をあてたが、社会福祉実践のあり方については未検討であり、今後、より詳細な検討を行う必要がある。

注1)IFSW 国際方針「性的指向とジェンダー表現」(IFSW,2014)については加藤(2020)が詳しい。

注2)性的マイノリティについては「LGBT」、「LGBTQ」、「セクシュアル・マイノリティ」、「クィア」など呼称が多岐に渡っている。本稿では引用や行政文書上用いられている場合を除き、「性的マイノリティ」と表記して統一している。

注3)LGBとは、レズビアン(L)・ゲイ(G)・バイセクシュアル(B)のことである。

注4)クィア領域とは、性の多様性について研究を行うクィア・スタディーズを差している。なおクィア・スタディーズについては河口(2003)が詳しい。

注5)NASWはLGBTに特化したガイドラインは策定していないが、LGBTに関する政策方針を積極的に示している。なお、本稿執筆時の政策方針最新版はNASW(2018)である。

注6)MSM(Men who have Sex with Men)とは、男性同性間性的接触者のことをいう。

文献

APA (2012) 「Guidelines for Psychological Practice With Lesbian, Gay, and Bisexual Clients」 (<https://www.apa.org/pubs/journals/features/amp-a0024659.pdf>), 2020年10月30日接続.

APA(2015) 「Guidelines for Psychological Practice with Transgender and Gender Nonconforming People」 (<https://www.apa.org/practice/guidelines/transgender.pdf>), 2021年1月5日接続.

IFSW(2014) 「Sexual Orientation and Gender Expression」 (<https://www.ifsw.org/sexual-orientation-and-gender-expression>), 2020年10月30日接続.

加藤慶(2014) 「アメリカにおける性的指向・同性愛に関するソーシャルワーク専門職養成教育:日本における社会福祉専門職養成教育の検討を目的として」 『社会福祉学』(明治学院大学大学院紀要)38, pp.11-18.

加藤慶(2017) 「性的マイノリティに関する日本のソーシャルワーク教育の現状と課題」 『ソーシャルワーカー』 16, pp.45-51.

加藤慶(2020) 「LGBT支援に関するソーシャルワーク専門職の国際方針」 『保健の科学』 62(4), 杏林書院, pp.255-259.

河口和也(2003) 『クィア・スタディーズ』 岩波書店

厚生労働省研究班(2006) 「男性同性間の HIV 感染対策に関するガイドライン-地方自治体における男性同性間の HIV 感染対策への対応とコミュニティセンターの役割と機能」 (男

- 性同性間の HIV 感染対策とその評価に関する研究:主任研究者 市川誠一)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(2019)『精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000604888.pdf>)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課(2020)『精神保健福祉士養成課程のカリキュラム』(令和2年3月6日)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000604982.pdf>),2020年10月30日接続.
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 a(2019)『社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて』(令和元年6月28日)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>),2020年10月30日接続.
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室 b(2019)『社会福祉士養成課程のカリキュラム(案)』(令和元年6月28日)(<https://www.mhlw.go.jp/content/000525183.pdf>),2020年10月30日接続.
溝口彰子(2010)『クィア学会 研究倫理ガイドライン(仮称)』検討ワークショップ・シリーズ活動報告『論叢クィア』3,pp.110-123.
溝口彰子・岩橋恒太・大江千束・杉浦郁子・若林苗子(2014)「クィア領域における調査研究にまつわる倫理や手続きを考える:フィールドワーク経験にもとづくガイドライン試案」『Gender and Sexuality』9,国際基督教大学ジェンダー研究センター,pp.211-225.
NASW(2018)『Social Work Speaks,11th Edition:NASW Policy Statement 2018-2020』NASW Press.
永易至文編(2006)『レインボーフォーラム_ゲイ編集者からの論士歴問』緑風出版
長澤紀美子(2020)「SOGIに基づく差別とLGBTの健康課題:アメリカ・ソーシャルワーカー職能団体の指針を参考に」『保健の科学』62(4),杏林書院,pp.248-254.
杉浦郁子(2014)「『ピア』に対するローカルな研究倫理という課題:日本クィア学会会員有志による活動を通じて考えたこと」『社会学研究』93,東北社会学研究会,pp.79-92.

加藤 慶 (かとう けい) 東京通信大学 人間福祉学部 助教

